手数料:127,000円

様式第1号(第3条関係)

### 温泉掘削許可申請書 (記載例)

## 申請日を記載して下さい→令和●年●月●日

宮城県知事 ● ● ● 殿

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

法人の場合は、登記事項 証明書と整合するよう記 載してください。

下記のとおり温泉を掘削したいので、温泉法第3条第1項の規定により申請します。

記

温泉利用の目的				(詳細は別添のる (細は別添のる		1)	(注)6「温泉利用の計画書」 に詳細をまとめてください			
掘削地	地 番 <b>栗原市●●</b> →(注)17土地登記事項証明書の「地番」									
	地目	山林 「仕近の世辺」					5見取図のとおり <b>添付してください</b>			
工事の歩行士社	口径	深さ		方 位	角	度	その他			
工事の施行方法・	199.9m	n 80	<b>0</b> m	N— °	90°		_			
主要な設備の構造及び能力	設備名 構造						能力			
構造及び能力	や ぐ ら 鋼製						<b>24.0m</b> m級			
(注)10「設備の 配置図及び主要	ドローワークス	ースピント	リン	<b>30</b> kw						
な設備の構造	主要 泥 水 ポ ン プ <b>2連式複動ヒストンポンプ</b>						18.5kw			
図」で詳細を示してください。	噴出防业装 置		、駆	動40K	最高使用圧力 <b>35</b> MPa					
着 手 及 び 完了の予定日	着手	許可の日か	ら <b>1</b>	.20日以内	完了	着	手の日から240日以内			
	丁 惠 語 伯 ↓ ┣━━━━━━ ¨						許可の有効期間が2年である ことに注意してください。			
参 考 事 項		1								

(注)次に掲げる図書を添付すること。

- 1 法人にあっては、登記事項証明書
- 2 掘削地を明示した縮尺5万分の1の地図
- 3 掘削地、掘削地から500m以内の既存の源泉の場所及び当該源泉と掘削地との距離を 明示した縮尺1万分の1以上の地図
- 4 掘削地を明示した当該掘削地の付近の見取図
- 5 測量士又は土地家屋調査士が作成した掘削地を明示した実測図
- →申請地点を中心に隣接地等の境界等を明確に実測したものとしてください。申請地点を確認するために、周囲にある適当な目標物(例えば、「既存源泉」、「境界杭」、「電柱」、「橋」、「河川」、「堰」、「鉄道路線」又は「半永久的に移動する可能性が低い建造物など」)をできるだけ多く設定し、申請地点からそれらへの「距離」及び「方位角」を測定したものとなります。
- 6 温泉利用の計画書
- →以下内容をまとめてください。
  - 申請に至った経緯
  - 事業の概要(温泉を利用する事業の内容及び利用施設等の図面にて説明)
  - 事業に必要とする温泉のゆう出量等(浴槽等の必要湯量の算定根拠を含む)
  - 利用施設等図面に源泉からの給湯及び利用施設から排水の状況を明記した資料
  - 地熱開発の場合は、「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」 (令和5年3月環境省・令和6年3月一部改訂)に従い、それまでの調査結果から得られた地熱構造モデル及び地熱流動体モデルなどにより、開発対象となる地熱貯留層の範囲等を可能な限り科学的に推定するとともに、周辺の温泉事業者や他の地熱開発事業者への影響予測、モニタリング計画などを含めた説明資料。
- 7 掘削地の地籍図又は公図の写し
- →掘削申請地を含め周囲の地番も分かるものとしてください。
- 8 掘削の計画図
- →以下内容が含まれている断面図及び平面図としてください。
  - 掘削孔の構造
  - 掘削孔の挿入する管の仕様、内径及び挿入の位置
  - ゆう出路の付近の配管状況(バルブの位置,ゆう出量,温度及び水位を測定する ための測定口の位置等)
  - ゆう出路を切り下げする場合は地表面からの高さ
  - 掘削地点から半径3m(可燃性天然ガスが噴出するおそれがある場合には8m)の 範囲を明示したもの。
- 9 暴噴防止対策を記載した書類
- →可燃性天然ガス又は蒸気泉が噴出する可能性がある地区の場合は、暴噴防止対策を示してください。また、地熱開発の場合は、「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」(令和5年3月環境省・令和6年3月一部改訂)に従った安全対策、掘削技術及び事故対策等を含めた内容としてください。
- 10 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- →掘削口、敷地境界、事務所等の付帯設備、火気使用制限範囲、関係者以外立入制限範囲、ガス警報設備、消火器、泥水の放出口などの位置を記入してください。また、申請書 (様式第1号) に記載した設備 (やぐら、ドローワークス (巻揚機)、主要泥水ポンプ、噴出防止装置)の構造図をまとめてください。
- 11 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が省令第2条各号に掲げる基準に適合することを証明する書面
- →掘削申請地から水平距離3m(可燃性天然ガスが噴出するおそれのある場合は8m)の 範囲内に掲げる措置を一覧にまとめるとともに、必要に応じて対応状況を図面等にまと

#### めてください。

- 12 省令第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程
- →以下内容をまとめたものとしてください。
  - 災害防止規程の実施に必要な組織、安全担当者の選任、その他災害防止措置の適 性実地するための体制に関する事項
  - 災害防止のための点検項目及び方法に関する事項
  - 災害その他の非常時の措置に関する事項
  - その他災害防止に必要な事項
- 13 排水計画書
- →掘削時及び温泉ゆう出後の計画をまとめてください。また、排水先の河川等において、 他法令関係の行政処分だけではなく、漁業権等の設置があるか確認し、その対策等も含 めてください。
- 14 掘削地周辺の民家及び公共物件の状況図
- 15 掘削地がある敷地内に設置する電気機器の防爆化の状況を記載した書類
- →掘削地点から半径 5 m以内かつ敷地内の電気機器の状況を記載した図面としてください。
- 16 掘削の工程表
- →やぐら設置から掘削後の掃孔及びやぐら撤去までの工程の他、掘削方法の詳細についてまとめてください。
- 17 掘削地の登記事項証明書
- 18 掘削地が自己の所有地でないときは、当該土地所有者の承諾書
- →申請者以外の者(他人)が所有する土地を掘削しようとする場合、法第3条第2項に規定する権利を確認するための書類です。土地所有者の「住所」、「氏名」、承諾年月日が記載されている必要があります。また、掘削地の「地目」及び「地番」については、単に申請地点のみだけではなく、掘削に伴う工事(例えば、機械、機材の搬入、据え付けなど)で使用予定の「地目」、「地番」も記載してください。
- 19 掘削地が他の法令の規定により土地の使用に関する規制が存する土地である場合にあっては、掘削地を掘削のために使用できる旨を証する書類の写し
- →掘削地が他の法令の規定により土地の使用に関する規制が存する土地である場合は、 その旨を証する書類(許可証の写し等)を添付してください。また、該当する規制がない 場合も、適用規制を調査し、該当ない旨を一覧等にまとめてください。
- 20 法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることの誓約書
- →記載例を参考に改めて作成してください。

様式第1号の2(第3条、第3条の2、第3条の3、第4条関係)

## 誓約書(記載例)

個人の場合ば「私」、法人の場合は「当社」 となるため、○又は二重線で消すのではなく どちらかを使って改めて作成してください。

<u>私(当社)</u>は、温泉法第4条第1項第4号から第6号に該当しない者であることを誓約します。

申請日を記載して下さい→令和●年●月●日

宮城県知事 ● ● ● 殿

住 所

氏 名

法人の場合は、登記事項 証明書と整合するよう記 載してください。

# 参考様式

温泉法施行規則第1条第2項第3号に基づく技術基準に適合することを証する書面 (作成例)

事業名	温泉株式会社	新源泉掘削工	事
申請者名	温泉株式会社	代表取締役	栗原 波平
掘削事業者名	仙台ボーリング	株式会社	
掘削箇所住所	栗原市築館●●		

+ # + * * * *				技術基準適合状況			
技術基準の内容	技術基	下適合	状 況			備考	
可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合の掘削	,			•			
1)離隔距離の確保<第1条の2第1項第1号>							
掘削口から敷地境界線までの水平距離が8メートル以上であること。	適合・不適合		8 m以上 8 m未満	最低距離:	8	m	設備の配置図 び主要な設備 構造図参照
- 2)火気使用制限等(掘削口から水平距離8メートルの範囲内) <第1条の:	2第1項第2号>			•			•
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。 〈第2号イ〉	適合・不適合		設置しない 設置する				
火気を使用する作業(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)を実施しないこと。<第2号ロ>	適合・不適合	適 2:	作業しない ただし書き適 作業する	ただし書き	適用の場合	はその理由:	
掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。 <第2号ハ>	適合・不適合	適 含:	掲示する掲示しない	掲示個数:2 掲示場所:#		外	設備の配置図 び主要な設備 構造図参照
- 3)関係者以外の立入制限措置(掘削口から水平距離8メートルの範囲内)	<第1条の2第1	項第3号>					
さくの設置その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者のに立 入りを制限すること。	適合・不適合	適合:	制限する 制限しない			/ケード・立入禁止の表 での距離: 8 m	設備の配置図 び主要な設備 構造図参照
- 4)携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第1条の2第1項第4·	号>	-		II.			
携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合,不適合	適合:	備え付ける 備え付けない		<b>運削やぐら</b>	設備内に常備	
消火器を備えていること。	適合,不適合		備え付ける 備え付けない	数量:5 備付場所:や 機付近	ぐら内・フ	ガスボンベ付近・発電	設備の配置 び主要な設備 構造図参照
5)噴出防止装置の設置<第1条の2第1項第5号>	•						
噴出防止装置が設置されていること。	適合,不適合	適合:	設置する 設置しない	方式の別: 最高使用圧		アニュラー型 5 MPa)	設備の配置 び主要な設備 構造図参照
6)警報設備の設置<第1条の2第1項第6号>							
検知器は掘削口(泥水循環方式による振削の場合において、掘削口以 外の場所に循環泥水の放出口があるときは、掘削口及び循環泥水の放 出口。)の直上に設置されていること。<第6号イ>	適合・不適合		設置する設置しない	検知器の設	置場所: <b>掘</b>	削口の直上	設備の配置 び主要な設 構造図参照
空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の25パーセント以上となつた 場合に警報を発すること。<第6号ロ>	適合・不適合		適切な作動 不適切な作動				
- 7)毎作業日の点検<第1条の2第1項第7号>	•	'		1			•
掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。<第7号イ>	適合・不適合	適合:	測定する 測定しない				
可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視で点検すること。 〈第7号ロ〉	適合・不適合		点検する 点検しない				
- 8)ゆう出路の洗浄作業時の点検<第1条の2第1項第8号>	•			•			
ゆう出路の洗浄を行うに当たつては、常時、可燃性天然ガスの噴出の兆 候の有無を目視で点検すること。	適合・不適合	適合: 不適合:	点検する 点検しない				
9)点検記録及び記録の保存<第1条の2第1項第9号>	_						
警報を発した記録、測定結果の記録を掘削工事の完了又は廃止まで保存すること。<第9号>	適合・不適合		保存する 保存しない	保存場所:#		控え室 ボーリング株式会社	
掘削口等に設置した警報設備による警報の作動の状況を記録すること。 〈第9号イ〉	適合・不適合	適合:	記録する 記録しない				
毎作業日の点検、ゆう出路洗浄時の点検の結果を記録すること。 <第9号ロ>	適合・不適合		記録する 記録しない				
10)災害防止規程の作成<第1条の2第1項第10号>							
災害防止規程は、工事現場に備えておくこと。<第10号>	適合・不適合	適合:	備え付ける 備え付けない	備付場所: <b>拥</b>	<b>强削現場内</b>	<u> </u>	
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関すること。<第10号イ>	適合不適合		記載済み				申請書に湯
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。 <第10号ロ>	適合,不適合	適合:	記載済み 未記載				"
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。 〈第10号ハ〉	適合 不適合	適合:	記載済み 未記載				"
その他災害の防止に関し必要な事項。<第10号二>	適合,不適合	適合:	記載済み 未記載				"
11)非常時の措置<第1条の2第1項第11号>	•	•		•			•
災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行		適 合:	措置可能				

+ 4 * * 0 + 5	技術基準適合状況						
技術基準の内容	技術基	準適合・	不適合	状 況	備考		
. 可燃性天然ガスの噴出のおそれがない場合の掘削							
(1)離隔距離の確保<第1条の2第1項第1号>							
掘削口から敷地境界線までの水平距離が3メートル以上であること。	適合・不適合		: 3 m以上 : 3 m未満	最低距離: 3	m	設備の配置図及 び主要な設備の 構造図参照	
(2)火気使用制限等(掘削口から水平距離3メートルの範囲内) <第1条の	2第1項第2号>						
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。 <第2号イ>	適合·不適合		: 設置しない : 設置する				
火気を使用する作業(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)を実施しないこと。<第2号ロ>	適合・不適合		: 作業しない : ただし書き適	ただし書き適用の場合はそ シング溶接または溶断の			
掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。 <第2号ハ>	適合・不適合	適合不適合	: 掲示する : 掲示しない	掲示個数 : <b>2箇所</b> 掲示場所 : <b>掘削やぐら内外</b>	•	設備の配置図及 び主要な設備の 構造図参照	
- (3)関係者以外の立入制限措置(掘削口から水平距離3メートルの範囲内)	<第1条の2第1	項第3号)	>				
さくの設置その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者のに立 入りを制限すること。	適合・不適合		: 制限する: 制限しない	制限方法:トラローブバリケー 示 掘削口から柵等まで m		設備の配置図及 び主要な設備の 構造図参照	
- (4)携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第1条の2第1項第4-	号>						
携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合,不適合		! 備え付ける : 備え付けない				
消火器を備えていること。	適合,不適合	適合	: 備え付ける : 備え付けない	数量:5 備付場所:やぐら内・ガスポ 機付近	ジベ付近・発電		
- (5)毎作業日の点検<第1条の2第1項第7号イ>							
掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器 を用いて測定すること。	適合・不適合		: 測定する: 測定しない				
(6)記録及び記録の保存<第1条の2第1項第9号>		•					
測定結果の記録を掘削工事の完了又は廃止まで保存すること。<第9号	適合・不適合	適金不適合	: 保存する : 保存しない	保存場所: <b>掘削現場内控え</b> 仙台ボーリング			
毎作業日の点検結果を記録すること。(掘削口等の周辺の空気中のメタン濃度の測定記録) <第9号ロ>	適合·不適合		: 記録する: 記録しない				
(7)災害防止規程の作成<第1条の2第1項第10号>		•					
災害防止規程は、工事現場に備えておくこと。<第10号>	適合·不適合	適合不適合	: 備え付ける: 備え付けない	備付場所: <b>掘削現場内控え</b>	室		
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関すること。 <第10号イ>	適合・不適合		: 記載済み : 未記載			申請書に添付	
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。 <第10号ロ>	適合・不適合		: 記載済み : 未記載			"	
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。 <第10号ハ>	適合・不適合	適合	: 記載済み : 未記載			"	
その他災害の防止に関し必要な事項。<第10号二>	適合,不適合		: 記載済み : 未記載			"	
(8)非常時の措置<第1条の2第1項第11号>							
災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。	適合,不適合		: 措置可能 : 措置不可能				